

令和4年3月30日

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）について

特定処遇改善加算の見える化要件について、以下の通り、ご報告します。

### 1. 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

#### 【高齢者福祉部門】

##### ■介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算状況

事業所名	サービス	処遇改善	特定処遇改善	臨時特例
介護老人保健施設鷺巣苑	介護老人保健施設	加算 I	特定加算 I	取得
	短期入所	加算 I	特定加算 I	取得
	通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	取得

#### 【障害児者福祉部門】

##### ■福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等介護職員等特定処遇改善加算状況

事業所名	サービス	処遇改善	特定処遇改善	臨時特例
障がい者支援施設大日園	施設入所	加算 I	取得(区分なし)	取得
	短期入所	加算 I	取得(区分なし)	取得
	生活介護	加算 I	特定加算 I	取得
就労支援事業所 ステップハウス	就労継続支援 B 型	加算 I	特定加算 I	取得
障がい児通所支援事業所 おくえつザウルス	放課後等デイサービス	加算 I	特定加算 I	取得

## 2, 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

分 類	内 容
入職促進に向けた取組	<p>法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</p> <p>他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</p> <p>職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</p>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<p>働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</p> <p>研修の受講やキャリア段位制度と人事制度、賃金との連動</p> <p>上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</p>
両立支援および多様な働き方の推進	<p>子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実</p> <p>有給休暇が取得しやすい環境の整備</p> <p>業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p> <p>障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</p>
腰痛を含む心身の健康管理	<p>福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施</p> <p>短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック</p> <p>社労士による雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</p> <p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>
生産性向上のための業務改善の取組	<p>タブレット端末等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p> <p>高齢者の活躍による役割分担の明確化</p> <p>業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</p>
やりがい・働きがいの構成	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p> <p>地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p> <p>利用者本位の介護・支援方針など福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>